

山火事予防

中濃消防組合火災予防条例 が変わりました！？

岐阜県 最大規模の山火事

2002年4月 岐阜市東部・各務原市・関市倉知
(平成14年) 権現山一帯

被害面積 約410ha
(東京ドーム換算で約87個分)

2025林野火災原因ランキング(消防白書から)

1位	たき火
2位	火入れ
3位	放火(疑い含む)
4位	たばこ
5位	マッチ・ライター
その他	焼却炉、取灰(薪ストーブやバーベキューで出た灰)・火遊び、電灯・電話等の配線



岐阜市諏訪山地区

中濃消防組合を構成する関市・美濃市は、その面積の80%以上が山林(林野)です。

近年、日本国内や世界各地で相次いで発生している山火事は、他人事ではありません。

その被害は山林だけでなく、人の命や家、街などにも大きな被害を与え、水や電気などのライフラインにも大きな影響を与えることがあります。

空気が乾燥し、風が強い日に、一度、山火事が起これば、その被害は広範囲となりますので、消火作業が極めて困難で、消防署や消防団では手に負えないものとなります。



起こる前に防ぐ

徹底した火災予防が重要！！



改正内容は裏面

令和8年1月より新設！

林野火災警報・注意報

近年の林野火災の多発による被害の拡大から、従来の火災警報に、新たに林野火災警報・注意報が発令されるようになります。

火災警報とは

火災が発生しやすい条件になった際、火災の発生を未然に防ぐため市町村長(当組合の場合は中濃消防組合管理者)が発令することができるもの。

昨今の林野火災の多発により、新たに「林野火災警報・注意報」が新設されました。

発令時の制限事項は同じですが、発令される条件が異なります。

※詳しい条件についてはHPをご確認下さい

発令時の制限事項

火災予防のため、注意報発令時には以下の制限について**努力義務**が課せられます。

さらに危険な状況になり警報が発令された際には以下の制限について**義務**が課せられます。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

※煙火とは花火のこと

警報発令時は、**罰則**もあるので要注意！！

発令時には

消防車両などでパトロール・広報
同報無線広報
SNS掲載 などを行います。
ご理解とご協力よろしくお願いします！



関市、美濃市の8割が山林です
他人事じゃない林野火災
みんなで火災予防に取り組もう！



-お問い合わせ-

消防本部 予防課
(0575)23-9008
関消防署 予防係
(0575)23-9056
関消防署西分署
(0575) 27-0119

武芸川出張所
(0575)46-2289
武儀出張所
(0575)40-0119
津保川出張所
(0575)47-2173

美濃消防署
(0575)33-0119
洞戸出張所
(0575)58-8119
板取川出張所
(0575)57-2014



詳しくはHPを参照ください

